静岡県ダンススポーツ連盟規約

平成26年5月18日

静岡県ダンススポーツ連盟

静岡県ダンススポーツ連盟規約

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 本会は、静岡県ダンススポーツ連盟と称する
- 2) 本会の英文名を「Shizuoka DanceSport Federation」とする
- 3) 本会の別称を「公益社団法人日本ダンススポーツ連盟静岡県連盟」とする
- 4) 本会の通称を「公益社団法人JDSF静岡県ダンススポーツ連盟」とする

(事務所の所在地)

第2条 この会は、事務所を静岡県内に置く

(支部)

第3条 この会は、東部、中部、西部の各地域に支部を置く また、理事会の議決を経て支部の下に、地区部、市町村協会を置く事ができる 各支部には、支部長、副支部長および支部会計を置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(以下JDSFという)定款に基づき、静岡県のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及および発展を図り、もって県民の心身の健全な発展ならびに社会貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) オリンピック及び国体につながるスポーツ、および生涯スポーツとしての ダンススポーツの普及及び振興
 - (2) 本県におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
 - (3) JDSF公認、または承認などの競技会の開催及び支援
 - (4) JDSF本部が行なう事業への協力
 - (5) 静岡県レクリエーション協会関連事業への協力
 - (6) 静岡県体育協会関連事業への協力
 - (7) 本県所属の J D S F 会員及び選手等の登録管理
 - (8) 県内における生涯スポーツとしてのダンスの普及、奨励
 - (9) アマチュアダンスに関する地域団体の育成
 - (10) 指導者の養成および研修
 - (11) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会の開催
 - (12) 機関紙など刊行物の発行
 - (13) その他、本県において本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 各支部及び地区部は、支部事業として、次の事業を行う事ができる。
 - (1) 会員親睦及び普及のためのダンスパーティ
 - (2) JDSFフィガー講習会
 - (3) JDSF技術認定会
 - (4) ダンススポーツ競技会

- (5) 演技発表会
- (6) ダンスサークルの組織化及び生涯スポーツとしてのダンスの普及
- (7) その他理事会で承認したもの
- 3 市町村協会(連盟)は、上記2のほか、次の事業を行うことができる
 - (1) 市町村体育協会主催参加事業
 - (2) 市町村体育協会によるスポーツ振興事業
 - (3) 行政に対するスポーツダンスの普及と認識強化

(組織)

- 第6条 この会は第4条に定める目的達成、ならびに前条の定める事業を推進するために 必要な部門をおく。
 - (1) 各部門の責任者は原則として理事がこれを担当する。
 - (2) 各部門は必要に応じて部会を設置し、部員を置くことができる。

第3章 会 員

(加盟団体)

第7条 本会の加盟団体は、本県内で活動し本会に登録した J D S F 認定サークル、 J D S F 認定サークルで構成される市町村連盟(協会)とする。但し、この会の加盟団体になろうとするものは、加盟申請書、サークル登録書、会員台帳を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員)

- 第8条 本会の会員は前条のIDSF認定サークル構成員および個人会員とする。
- 2) 本会の会員は本会を通じてJDSFへ会員登録を行ない、所定の年度会費を納めなければならない。
- 3) 本会は、前項の会員のほか、総会の決定により本会の主旨に賛同する顧問及び賛助会員をおくことができる。

(個人会員)

第9条 本会の会員は前条に定める加盟団体構成員のほかに、個人会員として登録することができる。個人会員の管理は事務局にて管理し会費および選手登録料は別途定める。

(入会)

第10条 この会の会員になろうとするものは、前条に定める加盟団体を通じ入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

- 第11条 この会の会費は、別に定めるところにより毎会計年度始めの30日以内に納入しなければならない。
- 2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

- 第12条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 会費を収めなかったとき。

- (4) 除名されたとき。
- 2 前項により資格を喪失した場合は、JDSFの正会員あるいは一般会員の資格も喪失 する。
- 3 第1項第4号の除名は次の場合とし、JDSF 定款に従って決定される。
 - (1) JDSF 定款又は本連盟の規約に違反したとき
 - (2) JDSF 又は本連盟の名誉を著しく傷つけ又は目的に違反する行為があったとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

第4章 役員及び事務局

(役員)

- 第14条 この会に次の役員を置く。
 - (1) 理 事 35名以内(うち会長1名、副会長5名以内)
 - (2) 監事 3名以上

(役員の選任)

- 第15条 理事および監事は、各支部幹事会および本連盟理事会の推薦を経て、総会で選任する。
- 1 会長、副会長、常任理事は理事の互選により定める。
- 2 会長、副会長、支部長、本部長および理事会にて互選された常任理事により常任理事会を組織する。但し、支部会計は各支部において幹事の中から幹事会で選任する。

(役員の職務)

- 第16条 会長は、この会を統括し、この会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め会長が指名した順序で、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織して、この規約に定めるもののほか、この会の総会の権限に属する以外の事項を議決し執行する。
- 4 常任理事は、この規約に定めるもののほか、この会の理事会及び総会の権限に属する以外の軽微な事項を議決し、執行する。
- 5 監事は、理事会、常任理事会に出席しこの会の業務、資産及び会計を監査する。

(役員の任期)

- 第17条 この会の役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が執任するまでは、なお、その職務を行う。

(事務局)

- 第18条 この会の業務を処理するため、事務局を設け、必要な事務局員を置く。
- 2 事務局員は、理事会及び総会の承認を得て会長が任免する。
- 3 会長は、事務局を統括する。

(幹事会)

第19条 第3条に基づいた支部に幹事を置く。

幹事は当該地域のJDSF認定サークルの代表者1名をもって、各支部毎に幹事会を構成する。

幹事は幹事会に出席しサークル並びに会員の意見を代表し会の運営に建設的な意見を述べることができる、さらに、適宜必要に応じ理事会及び常任理事会にて意見を述べることができる。幹事会は、支部長が招集する。幹事は、支部長に幹事会の招集を求める事ができる。

(役員の解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の3分の2以上の同意による議 決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 名誉役員

(名誉役員)

第21条 この会に次の名誉役員を置くことができる。名誉役員の選任は、理事会の議決 を経て会長が委嘱する。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 相談役 若干名
- (4) 参与 若干名
- 2 名誉会長は、この会の重要事項について会長に意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会及び常任理事会の諮問に応じ理事会及び常任理事会に助言することが できる。
- 4 相談役は、理事会が委嘱した特別の事項を処理する。
- 5 参与は、長年にわたり本会発展に寄与した理事経験者とし、理事会が委託した専任事項の処理をすることができる。また必要に応じて理事会、常任理事会に出席し助言することができる。

第6章 会 議

(理事会招集)

第22条 理事会は、定例とし、会長が招集する。但し、会長が必要と認めたとき又は理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して理事会及びその招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から21日以内に臨時理事会及びを招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき委任状など書面をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数を もって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常任理事会の招集)

第24条 常任理事会は、定例とし、会長が招集する。但し、会長が必要と認めたとき又は常任理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して常任理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 常任理事会の議長は、会長とする。

(常任理事会の定足数)

第25条 常任理事会は、常任理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を 開き議決することができない。但し、当該議事につき委任状など書面をもって、予め意思 を表示した者は、出席者とみなす。

2 常任理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第26条 総会は、第7条本文に規定するJDSF認定サークル代表者をもって構成する。

(総会の招集)

- 第27条 通常総会は、毎年年度当初に会長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、前条に規定する総会構成員の過半数から会議に付すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも14日前に、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、総会でこれを選任する。

(総会の議決事項)

- 第29条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の改正についての事項
 - (2) 役員の選任についての事項
 - (3) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (4) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (5) その他この会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数)

第30条 総会は第25条に規定する構成員の現在数の2分の1以上が出席しなければ、 その議事を開き議決することができない。但し、委任状をもって出席とみなす。

2 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第31条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録および会計報告)

- 第32条 本会の総会、理事会の議事録は、議長が指名した書記が作成し2名以上が署名のうえ、これをJDSF本部の定めに従って保存するとともに、JDSF本部より要請があった場合には適時提示するものとする。
- 2 毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書をJDSF本部に報告するものとする。
- 3 臨時総会を行なった場合は、総会終了後2ヵ月以内に全総会資料をJDSF本部に報告するものとする。

(傍聴等)

第33条 この会の全ての会員は、事務局に申し入れ議長の許可を得た場合は、理事会の 傍聴ができる。また議長の許可を得た場合は発言ができる。但し議決権は有しない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第34条 この会の資産は、次のとおりとする。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 資産から生ずる収入
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 寄附金品
 - (5) その他の収入

(資産の種別)

- 第35条 この会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初財産目録のうち基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第36条 この会の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の承認を経て預金とするなど確実な方法により、会計が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第37条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。但し、この会の事業遂行上やむを得ない理由がある場合は、理事会の議決を経てこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第38条 この会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を

経て、毎会計 年度開始前に公表しなければならない事業計画及び収支予算を変更しようとするときも同様とする。

(収支決算)

第40条 この会の収支決算は、会長が作成し、貸借対照表、正味財産増減明細書、財産 目録、事業報告書 を付け理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後2月以内に公表しな ければならない。

2 この会の収支決算は剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(権利及び義務の変更)

第41条 第37条但し書及び収支予算で定めるもののほか、この会が新たな義務の負担 又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければなら ない。

(会計年度)

第42条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(各支部・各本部・各地区部・市町村協会などの資産及び会計)

第43条 この会の各支部・各本部・各地区部・市町村協会などの資産及び会計も上記 第34条から第42条の規定に準じ処理し各々の監事の監査を受けるものとする。

第8章 表 彰

(表彰)

第44条 この会の発展に尽力し功績のあったものは、理事会の議決を経て表彰する。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第45条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。

(解散もしくは J D S F からの脱退)

第46条 この会の解散、またはJDSFからの脱退を行なう場合は、総会において出席 者の3分の2以上の賛成を得るとともに、次の(1)または(2)のいずれかの手続きを 経るものとする。

- (1) JDSF会員(本規定8条第1項の会員)の4分の3以上の賛成
- (2) JDSF本部の承認
- 2) 本会の解散に伴う残余財産は、上部団体又は予め定められた本会と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする

(他団体への加盟)

第47条 本規約第6条に記載のない団体に加盟する場合は、JDSF本部の承認を得る ものとする。

第10章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

- 第48条 この会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
 - (1) 規約及び諸規則
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員、事務局員及び名誉役員等の名簿
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号の書類及び帳簿は永年、同項第2号、 第6号及び第8号の帳簿及び書類は5年以上保存しなければならない。

(委任)

第49条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会及び理事会の議決を経て会長が別に定める。

(加盟団体の管理)

- 第50条 本連盟の加盟団体は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、 事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度事業計画書、収支予算書を本連盟理事会 に報告しなければならない。また、臨時総会を行った場合は、総会終了後2ヶ月以内に全 総会資料を本連盟理事会に報告しなければならない。
- 2 本連盟理事会は、本連盟加盟団体の活動に不整合がある場合は JDSF に報告するものとする。
- 3 本連盟理事会は、前項の加盟団体について JDSF と協力して監査を行い、改善等を指導できるものとする。

附則

- 1 この規約は、平成11年 1月17日から施行する。
- 2 本規約の施行をもって、静岡県アマチュアスポーツダンス協会規約は廃止する。
- 3. 平成15年1月12日 JDSF法人化にともなう再加盟申請手続きによる規約改正
- 4. 平成17年5月22日 一部改正
- 5. 平成19年5月12日 一部改正(県DSC関連)
- 6. 平成21年5月16日 一部改正 (13·14·15条 (監事) 25条、31条、39条)
- 7. 平成24年5月20日 JDSF公益社団法人化に伴い一部改正
- 8. 平成26年5月11日 一部改正(県DSCの解散と個人会員制度)